雇用開発ひょうご

第156号
2021.7

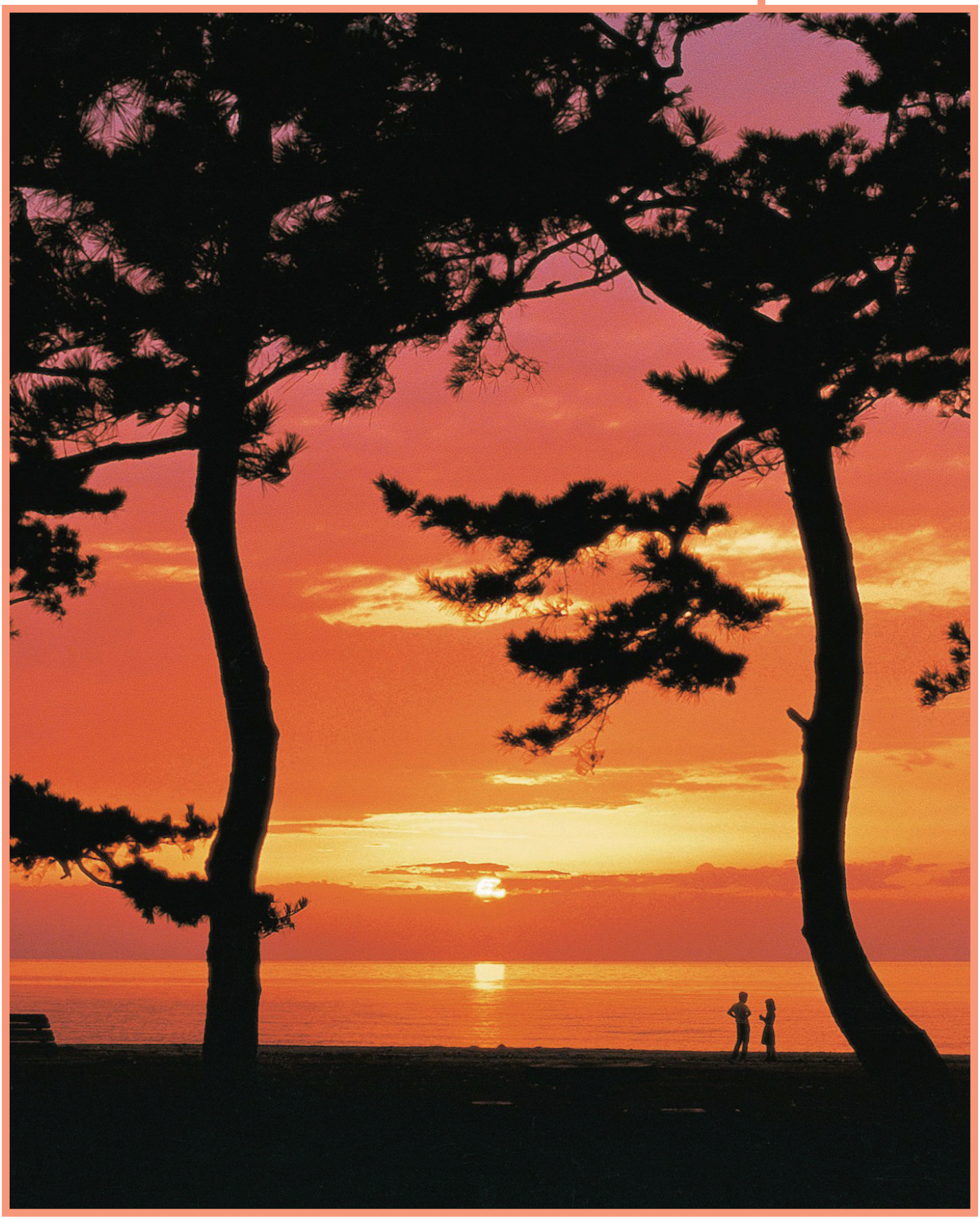

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

みなみ
南あわじ市からの発信

表紙の写真…景勝　慶野松原

慶野松原（けいのまつばら）は、古くは万葉集にも詠まれた景勝地です。海水浴場の他に夕陽の名所としても知られており、「日本の夕陽百選」にも選定されています。四季を問わず素晴らしい夕陽が見られます。

また、市内の阿万海岸や伊毘海岸では、海ホタルを見ることができます。幻想的なブルーの光を放つ海ホタルは、海底に生息する約３㎜の節足動物でエビやカニの仲間です。美しい海の底にしか生息しないので、都会ではなかなか見れません。鑑賞できる天候やスポットなど詳しく知りたい方は南あわじ観光案内所までお問合せください。

南あわじ市観光案内所
QRコード

南あわじ市はこんなまち

南あわじ市は、南北に長い地形の淡路島の南部、兵庫県の最南端に位置しており、市の中央を走る神戸淡路鳴門自動車道によって、神戸へ約60分、徳島へ約40分の距離にあります。四国へのアクセスも便利な、山と海に囲まれた自然豊かなまちです。

美食と温泉、観光資源に恵まれ、関西圏の気軽なお出かけスポットとして、大勢の観光客にお越しいただいております。

はじまり

淡路島は「国生み神話」伝承の地です。
日本三大鳥居の一つ、おのころ島神社は、イザナギ、イザナミの二柱が祀られている国生み神話ゆかりの神社です。南あわじ市最南端の沼島には、天の御柱と伝わる上立神岩があります。地元の船で島をぐるっと巡りながら奇岩が見られる「沼島おのころクルーズ」が人気です。

来られるときには淡路島日本遺産RPG「はじまりの島」をお供にどうぞ。さらに楽しめます。

沼島おのころクルーズ
QRコード

はじまりの島
QRコード

たいけん

コアラのいる「淡路ファームパークイングランドの丘」ではうさぎをはじめ、モルモットや羊とふれあえます。
また、旬野菜の収穫体験もおすすめです。とれたて野菜のおいしさを味わってください。

「淡路島牧場」では、子牛に乳飲まし体験ができます。哺乳瓶を近づけると、子牛がうれしそうにやってきて飲みます。
乳しぼりやバター手作り体験などもできます。

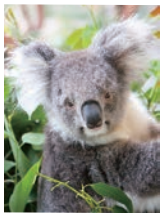

まんぷく

「御食国」淡路島は、美味しいものがたくさんあります。
南あわじ市も、鯛・ハモ・３年とらふぐ、淡路ビーフなど、高級食材の産地です。土鍋でふっくら焼く宝楽焼き、上品なだしで炊く郷土料理ハモすき鍋、お店特製タレを使った牛丼、フレッシュで濃厚なジェラート、ご当地バーガーグランプリ１位のハンバーガーなど、おすすめ料理が数多くあります。

旬の野菜も、玉ねぎをはじめほんのり甘くて瑞々しいのでぜひ一度ご賞味ください。お取り寄せも始まりました。

島のおすそわけ
QRコード

ふかぼり

南あわじ市には、歴史を感じさせるモノがあります。

「松帆銅鐸」は、弥生時代に使われていた銅鐸で、初めて吊るすヒモが残っていたので大発見となりました。

約500年の伝統を誇る、国指定重要無形民俗文化財「淡路島人形浄瑠璃」は、市民に愛され、現在も淡路人形座でご覧いただけます。

「淡路瓦」は日本三大瓦の一つです。屋根や鬼瓦はもちろん壁材やインテリアとしても製作されています。

南あわじ地域は日本農業遺産に認定されました。「玉ねぎ小屋」のある風景は玉ねぎに携わる皆で受け継がれてきた伝統です。

松帆銅鐸
QRコード

淡路人形座
QRコード

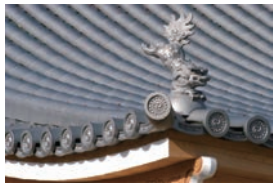

＜お問い合わせ＞
南あわじ市産業建設部商工観光課
ＴＥＬ：0799-43-5221
ＦＡＸ：0799-43-5321

もくじ

表紙写真　南あわじ市の風景

表紙裏　南あわじ市からの発信

もくじ　……1

理事会・評議員会開催報告　令和３年度　第１回理事会・定時評議員会開催　……2
理事長挨拶・令和２年度事業概況
貸借対照表・正味財産増減計算書

障害者雇用支援事業　トピックス　今年度の主な活動予定　……8

中小企業合同研修等支援事業　トピックス　「キャリアセミナー」を行いました！
「モチベーションアップセミナー」の参加者を募集いたします！
「セカンドライフセミナー」を開催できます！……9

ひょうご・しごと情報広場　トピックス　(ひょうご・しごと情報広場)
「ひょうご応援企業」を対象とした兵庫県合同企業説明会＆就職面接会を開催　……10

トピックス　(若者しごと倶楽部)
企業の人材確保を応援します。
首都圏転職希望者等の就業体験受入企業を募集！　……11

中小企業就業者確保支援事業　トピックス　中小企業就業者確保支援事業について
(兵庫型奨学金返済支援制度)　……12

人事よろず相談室　子の看護休暇・介護休暇の時間単位利用について　……13

兵庫障害者職業センター所長よりひと言　兵庫障害者職業センター所長が思う
「データから読み解くコロナ禍の中の障害者雇用」……14

関連機関活動紹介　障害者支援施設　赤穂精華園の活動について　……16

兵庫労働局からのお知らせ　役に立つ最近の雇用情勢（求人倍率データ）……17

障害者を雇用する上で必要な３つの手続きをご存知ですか？
障害者職業生活相談員の選任、障害者雇用推進者の選任、障害者の解雇は届け出等が必要です　……18

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？
人材確保等支援助成金　外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内　……20

協会からのお知らせ　７月～９月地域協会／協議会・協会予定表　編集後記　……22

裏表紙裏　地域協会／協議会　暑中お見舞い

裏表紙　公益財団法人　産業雇用安定センターの広告

令和３年度　第１回理事会・定時評議員会開催

～令和２年度事業報告と令和２年度決算について審議し、承認されました～

●第１回理事会
日　時：令和３年６月８日（火）
場　所：ＨＤＣ神戸５Ｆ　ＨＤＣスタジオ
出席者：役員：９名
協会内：10名
オブザーバー 労働局/兵庫県３名
審議事項：
１）令和２年度事業報告
２）令和２年度決算
３）専務理事の選定
４）事務局長の任命
５）令和３年度定時評議員会の招集

●定時評議員会
日　時：令和３年６月28日（月）
場　所：ＨＤＣ神戸５Ｆ　ＨＤＣスタジオ
出席者：評議員　９名、
役員　４名
協会内　９名
オブザーバー　労働局/兵庫県　２名
審議事項：
１）令和２年度事業報告
２）令和２年度決算
３）理事の選任

●常務理事選定等理事会
日　時：令和３年６月28日（月）
（書面表決）
審議事項：
１）常務理事選定
２）事務局次長任命

●理事長挨拶要旨　塚本晃彦理事長

【経済概況】

内閣府が発表した今年１月から３月期の実質GDPの速報値は、前期より1.3％の減、年率換算すると5.1％の減となり、３四半期ぶりのマイナス成長となった。

2020年度の実質GDPは、前年度比4.6％減で、リーマン・ショックが起きた2008年度（3.6％減）を超える、戦後最悪の下落幅となった。

先行きは、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが着実なものとなることを期待しているが、今後の新型コロナ対策の成否が大きな鍵を握っているといえる。

【雇用情勢】

雇用情勢は、全国の令和２年度平均の有効求人倍率は1.10倍で、前年度に比べ、0.45ポイントの大幅な低下、直近の４月も1.09倍で前月より0.01ポイント低下している。本県の状況は、令和２年度平均で0.97倍（前年度比0.41ポイント低下）と同様に大きく低下しており、４月は0.93倍と10カ月連続して１倍を割るなど、依然厳しい状況が続いている。

今春卒業した大学生の就職率も、４月１日現在で96.0％と、前年同期を2.0ポイント下回り、リーマン・ショック後（2010年卒：3.9ポイント低下）に次ぐ、過去２番目の下落幅となっている。

雇用者数等の動きは、各種政策の効果や企業の努力等により底堅さがみられるが、雇用を巡る状況は大変厳しいものとなっている。

【令和２年度の取り組み】

令和２年度の事業運営については、まさにコロナに翻弄された１年でした。

昨年度も引き続き、①「若年者等の雇用確保」、②「高齢者の就労促進」、③「障害者の雇用拡大」の３

点を重点課題として取り組んだ。
　２度にわたる緊急事態宣言の発令もあり、やむを得ず、一部事業の実施を見送ったが、オンライン方式での企業説明会や各種セミナーの開催など、感染防止に配慮し、できる限りの事業実施に努めたところであり、窓口業務等は継続して運営を図った。

【令和３年度の取り組み】
　令和３年度の取り組みは、ポスト・コロナ社会を見据え、当面続くであろうウイズ・コロナの状況の下で、上手にコロナと折り合うか。私どもの仕事は対面サービスが中心であるが、決して感染を招来せずサービスの質は向上を狙い、如何に果たすかが当面の課題である。
　本年度は、①新規学卒者をはじめ就職活動に影響が生じている「若年者の雇用確保」、②就職氷河期世代等を含む「中・高年齢者等の就労促進」、③意欲・能力・適性等に応じた「障害者の雇用拡大」に重点を置いた活動を積極的に展開する。
　若手従業員の奨学金返済支援に加え、新たにオンラインを活用し「ひょうご応援企業」と学生等との出会いの場を提供するとともに、UJIターン対策として、首都圏からの転職等希望者に短期職場体験就業を斡旋し、体験期間中の滞在経費を助成するなどの取り組みをスタートする。
　本年４月から70歳までの就業機会確保を努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が施行されたことを踏まえ、シニア対象の在宅ワーカー養成研修、「ミドル世代・シニア世代就労相談窓口」の支援プログラムの充実等、中・高年齢者等の多様な働き方を支援する。
　障害者雇用に関しては、本年３月から法定雇用率（民間2.2%⇒2.3%）が引き上げられ、対象事業主（従業員45.5人⇒43.5人以上）も拡大された。「障害者ワークフォーラム」の開催等を通じて普及啓発に努め、雇用促進を図る。
　ウィズ・コロナ社会において、期間限定の在籍型出向等（ワークシェア）により雇用継続が図られるよう、県及び神戸市の支援の下に、体制強化を図り、求人企業の開拓等に取り組む。

【結び】
　諸事業を精力的に展開し、未曽有の危機であるこのコロナ禍を乗り越え、誰もが元気で働き続けることの喜びを実感できる社会の実現に向け、引き続き、当協会の運営にご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、開会の挨拶とする。

●令和２年度事業の実施概況

　若年者等の雇用確保では、「ひょうご・しごと情報広場」において幅広い相談に対応し、キャリアカウンセリングや就活トレーニング、短期職場体験就業等を実施したほか、併設のハローワークとも連携して就職に向けた総合的な支援を行った。
　「総合相談窓口」については、概ね40～64歳の「ミドル世代就労支援窓口」と、概ね65歳以上「シニア世代就労支援窓口」に再編・拡充し、求職者の個別支援の充実を図った。
　兵庫県内での就職を目指す若者を積極的に採用する優れた企業を「ひょうご応援企業」として登録し、若年者の県内企業への就職を促進した。
　「奨学金返済支援制度」については、引き続き積極的な利用促進に努めるとともに、神戸市内企業に対しては、緊急支援対策として上乗せ補助を実施した。
　７月から「兵庫型ワークシェア推進事業」を実施し、コロナ禍において雇用維持が難しくなった事業者と人材不足の事業者との間で、期間限定で人材を融通する雇用継続支援に努めた。
　「ひょうご生涯現役促進事業」では、「ひょうごしごと情報広場」をはじめ県内各地域に設置した高齢者就業相談窓口において各種相談を行うとともに、高齢者雇用を促す企業向けセミナーや合同就職面接会の開催、高齢者向けの短時間しごとの切出し支援を実施した。
　障害者の雇用拡大に向けて、県内企業に対する助言・支援に努め、障害者雇用優良事業所等の表彰、障害者雇用を促進するセミナーやワークショップに加え、新たにワークフォーラムの開催等により普及啓発に取り組んだほか、特例子会社や事業協同組合の設立・雇用拡大に対する助成制度による支援を実施した。
　コロナ禍において事業実施を見合わせたものもあるが、オンライン方式による合同企業説明会や各種セミナーや講習会等を開催するなど、感染予防に十分配慮しつつ事業運営に努めた。

（Ⅰ）若年者等の雇用確保
１ひょうご・しごと情報広場事業
(1) 若者しごと倶楽部（ジョブカフェ）事業
　若年求職者に対してキャリアカウンセリングや就活トレーニング等を通じ就職活動を支援するとともに、UJIターン就職に役立つ情報提供、人材流出防止や職場定着を支援するセミナー等を実施したほか、「若年者就職面接会」の開催等により中小企業の人材確保を支援した。

(2) ミドル世代就労支援事業
　就職氷河期世代を含むミドル世代の求職者に対し、

個々の就職準備段階に応じた、きめ細やかなキャリアカウンセリングを実施した。

⑶ シニア世代就労支援事業
就労意欲のあるシニア世代の相談に対応し、個々のライフスタイルや能力に応じた働き方を紹介した。

⑷ 広報・情報提供事業
求職者に対し就職活動や能力開発に関する総合的な相談に応じ助言・情報提供を行うとともに、インターネットによる就職支援システム「ひょうご・しごとネット」を運営したほか、就職支援セミナー等を開催した。

⑸ ニート就業支援ネットワーク事業
ニート等の若年無業者の就労をめざし、県内各地の若者サポートステーション等の支援機関と連携して、自立就職支援セミナー・就職意識啓発セミナーを実施するとともに、各支援機関が実施する就業体験・ボランティア体験事業を支援した。

⑹ 短期職場体験就業事業
短期間の職場体験就業を通じて、若年求職者の就職と中小企業の人材確保を支援するため、受入企業を開拓するとともに、体験希望者と求人企業とのマッチングを行った。

⑺ ひょうご応援企業就職支援事業
兵庫県での就職を目指す若者を積極的に採用しようとする企業に登録いただき、協会ホームページ等で広く紹介するとともに、就職面接会・企業説明会の開催等により若者との出会いの機会を創出した。

⑻ 兵庫型ワークシェア推進事業
新型コロナウイルス感染症により一時的に雇用の維持が難しい事業主から、人手不足の状態となっている事業主へ人材を期間限定で派遣等を行うため、求人サイトの立ち上げ、専門相談やアドバイザー派遣等により雇用継続を図る取組みを支援した。

2 中小企業合同研修等支援事業
大学等におけるキャリアセミナーの実施、ハローワーク等と連携した就職面接会・企業説明会の開催、新入社員等モチベーションアップセミナーの実施等により、中小企業の人材確保・定着を支援した。

3 中小企業奨学金返済支援制度事業
中小企業の人材確保及び若年者の県内就職・定着を促進する「中小企業奨学金返済支援制度」について、様々な機会を通じて県内中小企業への広報に努めるとともに、制度導入企業に対して補助金の支給を行った。また、神戸市内企業に対しては、コロナ禍の緊急支援対策として上乗せ補助を実施した。

（Ⅱ）高齢者の就労促進
1 ひょうご生涯現役促進事業
⑴ 窓口の充実
「ひょうご・しごと情報広場」をはじめ、各地域の県民局・県民センター、シルバー人材センター等、県内計18カ所に「高齢者就労相談窓口」を開設し、高齢者の就労相談に対応した。

⑵ 企業の環境整備支援
高齢者雇用企業の開拓、短期就業体験の実施をはじめ、高齢者雇用に役立つ企業向けセミナー、高齢者対象の合同企業面接会の実施、ガイドブックの作成によって、高齢者雇用に向けた環境整備を支援した。

⑶ 高齢者の意識啓発
高齢者対象の就業セミナーや起業セミナーを実施し、高齢者の意識啓発を図った。

⑷ 機運の醸成
ホームページによる情報発信、ポスターの掲示、チラシの配布等、シルバー人材センターとも連携して、高齢者雇用に向けた機運の醸成を図った。

（Ⅲ）障害者の雇用拡大
1 障害者雇用拡大支援事業
障害者雇用に関する企業からの相談に対応するとともに、障害者雇用促進セミナー、障害者雇用先進企業見学会、小規模ワークショップに加え、新たにワークフォーラムを開催したほか、ホームページ、ガイドブック等により各種支援サービスを紹介するなど、障害者の雇用拡大を支援した。

2 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業
特例子会社・事業協同組合の設立や雇用拡大にかかる助成制度について広報に努め、該当企業に対して助成金を交付した。

（Ⅳ）雇用管理改善事業
1 高年齢者等雇用促進啓発事業
高年齢者の雇用を促進するため、機関誌、ホームページ等を活用して啓発広報を行うとともに、地域協会等と連携して高年齢者雇用の諸問題に関する講習・研修会を開催したほか、雇用支援トータルアドバイザーによる「高齢者雇用実務セミナー」を開催した。

2 障害者雇用定着促進啓発事業
障害者雇用優良事業所等を顕彰するとともに、先進的な取り組み事例の発表等、障害者雇用を促進する講習・研修会を開催したほか、障害者雇用支援ネットワーク会議等を通じて関係機関との連携を強化した。また、当協会事務局において発達障害者の職場実習を受け入れ、本格就労に向けて支援した。

3 広報活動事業

雇用・就業に関する各種の情報を収集し、協会機関誌「雇用開発ひょうご」の発行やインターネットの活用を通じて、会員企業や関係機関に情報を提供するとともに、各種事業や法人運営に関する広報活動を積極的に展開した。

4 地域活動助成事業

県内市・町の協力を得て、各地域の雇用開発協会・雇用対策協議会の活動に対し助成を行った。

5 関係機関との連携強化

県内各地域の雇用開発協会・雇用対策協議会との連携強化のための事務局長会議については、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の発令により開催を見送ったが、各団体が実施する各種の事業について共催・協力・後援など必要な支援を行うとともに、兵庫労働局や兵庫県など行政機関や関係団体をはじめ、兵庫県経営者協会など事業主団体との連携により、効率的・効果的な事業運営に努めた。

●専務理事・事務局長の選定等のお知らせ

	選定（令和３年６月８日付）	
職 名	氏　　名	所 属 ・ 役 職
専務理事 事務局長	政辻　孝克	兵庫県雇用開発協会 理事

●常務理事・事務局次長の選定等のお知らせ

	選定（令和３年７月１日付）	
職 名	氏　　名	所 属 ・ 役 職
常務理事 事務局次長	橋本　一司	兵庫県雇用開発協会 理事

●理事の選任のお知らせ

	辞 任（令和３年６月28日付）		選 任（令和３年６月28日付）	
職 名	氏　　名	所 属 ・ 役 職	氏　　名	所 属 ・ 役 職
理　事	フジモト　ヨシヒサ 藤本　義久	東神戸雇用対策協議会 会長 （令和３年６月退任）	イソノ　ケンジ 磯野　健治	東神戸雇用対策協議会 会長 （令和３年６月就任）
	シモゾノ　ノリヒロ 下園　憲宏	尼崎雇用対策協議会 会長 （令和３年６月退任）	ナカジマ　ダイスケ 中島　大介	尼崎雇用対策協議会 会長 （令和３年６月就任）
	カマタニ　カズアキ 釜谷　和明	加古川公共職業安定所管内 雇用対策協議会会長 （令和３年５月退任）	モリモト　ユキヨシ 森本　幸吉	加古川公共職業安定所管内 雇用対策協議会会長 （令和３年５月就任）
	ハセガワ　エイイチ 長谷川　栄一	兵庫県雇用開発協会 常務理事 （令和３年６月退任）	ハシモト　カズシ 橋本　一司	兵庫ＳＲ経営労務センター 常務理事 （令和３年５月退任）

任期：令和４年度定時評議員会の終結の時まで

貸　借　対　照　表

令和３年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	46,785,059	41,533,694	5,251,365
未収金	20,121,179	13,971,106	6,150,073
前払金	619,398	622,468	▲ 3,070
仮払金	0	12,425	▲ 12,425
流動資産合計	67,525,636	56,139,693	11,385,943
２．固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	35,210,455	35,225,570	▲ 15,115
基本財産合計	35,210,455	35,225,570	▲ 15,115
(2) 特定資産			
什器備品	1,728,000	1,728,000	0
什器備品減価償却累計額	▲ 1,152,000	▲ 864,000	▲ 288,000
特定資産合計	576,000	864,000	▲ 288,000
固定資産合計	35,786,455	36,089,570	▲ 303,115
資産合計	103,312,091	92,229,263	11,082,828
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	32,400,939	23,277,600	9,123,339
未払消費税等	3,213,327	3,388,600	▲ 175,273
預り金	1,501,903	1,203,995	297,908
仮受金	428,293	0	428,293
流動負債合計	37,544,462	27,870,195	9,674,267
負債合計	37,544,462	27,870,195	9,674,267
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
県出捐金	10,000,000	10,000,000	0
市町出捐金	10,000,000	10,000,000	0
民間出捐金	10,150,000	10,150,000	0
県補助金	576,000	864,000	▲ 288,000
指定正味財産合計	30,726,000	31,014,000	▲ 288,000
（うち基本財産への充当額）	(30,150,000)	(30,150,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(576,000)	(864,000)	(▲ 288,000)
２．一般正味財産	35,041,629	33,345,068	1,696,561
（うち基本財産への充当額）	(5,060,455)	(5,075,570)	(▲ 15,115)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	65,767,629	64,359,068	1,408,561
負債及び正味財産合計	103,312,091	92,229,263	11,082,828

正味財産増減計算書

令和２年４月１日～令和３年３月31日まで

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[125,485]	[125,485]	[0]
基本財産受取利息	125,485	125,485	0
受取会費	[7,092,500]	[7,265,000]	[▲ 172,500]
受取賛助会費	7,092,500	7,265,000	▲ 172,500
事業収益	[177,577,712]	[146,223,508]	[31,354,204]
若年者地域連携事業受託収益	18,905,172	27,259,923	▲ 8,354,751
ひょうご・しごと情報広場事業受託収益	86,031,455	58,873,868	27,157,587
ニート就労支援ネットワーク事業受託収益	583,309	501,248	82,061
短期職場体験就業事業受託収益	13,297,037	8,934,295	4,362,742
ひょうご応援企業就職支援事業受託収益	10,370,000	7,966,135	2,403,865
神戸市就労支援事業受託収益	3,848,055	3,823,066	24,989
中小企業奨学金返済支援制度事業受託収益	6,029,920	0	6,029,920
ひょうご生涯現役促進事業受託収益	28,396,761	29,316,575	▲ 919,814
障害者雇用拡大事業受託収益	10,116,003	9,548,398	567,605
受取補助金等	[51,742,858]	[47,401,388]	[4,341,470]
受取県補助金	(38,568,207)	(35,148,063)	(3,420,144)
法人会計運営補助金	3,284,000	3,284,000	0
中小企業合同研修等支援事業補助金	9,958,377	8,383,050	1,575,327
中小企業奨学金返済支援制度助成金	22,856,113	20,066,339	2,789,774
特例子会社・事業協同組合設立等助成金	2,469,717	3,414,674	▲ 944,957
受取市町補助金	(13,174,651)	(12,253,325)	(921,326)
法人会計運営補助金	8,165,000	8,165,000	0
中小企業奨学金返済支援制度助成金	5,009,651	4,088,325	921,326
雑収益	[350,000]	[350,000]	[0]
雑収益	350,000	350,000	0
経常収益計	236,888,555	201,365,381	35,523,174
(2) 経常費用			
事業費	[232,296,898]	[197,309,158]	[34,987,740]
給料手当	84,401,554	74,603,553	9,798,001
通勤手当	5,274,527	4,417,780	856,747
福利厚生費	14,696,033	12,663,595	2,032,438
旅費交通費	542,088	1,448,923	▲ 906,835
通信運搬費	2,227,465	2,383,487	▲ 156,022
什器備品費	0	34,650	▲ 34,650
消耗品費	10,057,701	5,201,621	4,856,080
印刷製本費	4,274,180	5,453,217	▲ 1,179,037
賃借料	35,944,638	34,338,623	1,606,015
諸謝金	2,232,011	2,405,900	▲ 173,889
光熱水費	931,635	910,597	21,038
委託費	32,168,752	21,347,826	10,820,926
支払助成金	29,872,707	23,666,505	6,206,202
支払保険料	34,490	161,337	▲ 126,847
支払手数料	601,755	605,835	▲ 4,080
減価償却費	(288,000)	(288,000)	(0)
什器備品減価償却費	288,000	288,000	0
租税公課	8,741,127	7,377,709	1,363,418
雑費	8,235	0	8,235
管理費	[2,895,096]	[3,083,187]	[▲ 188,091]
給料手当	1,577,207	1,722,168	▲ 144,961
通勤手当	54,907	58,225	▲ 3,318
福利厚生費	242,213	277,239	▲ 35,026
旅費交通費	9,522	32,957	▲ 23,435
通信運搬費	52,364	54,503	▲ 2,139
什器備品費	0	11,550	▲ 11,550
消耗品費	57,019	73,347	▲ 16,328
印刷製本費	3,776	11,887	▲ 8,111
賃借料	408,230	337,090	71,140
諸謝金	0	3,265	▲ 3,265
光熱水費	23,770	23,620	150
委託費	59,834	64,176	▲ 4,342
支払負担金	130,000	130,000	0
支払手数料	84,974	82,687	2,287
租税公課	190,332	200,473	▲ 10,141
雑費	948	0	948
経常費用計	235,191,994	200,392,345	34,799,649
当期経常増減額	1,696,561	973,036	723,525
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,696,561	973,036	723,525
一般正味財産期首残高	33,345,068	32,372,032	973,036
一般正味財産期末残高	35,041,629	33,345,068	1,696,561
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	[▲ 288,000]	[▲ 288,000]	[0]
一般正味財産への振替額	▲ 288,000	▲ 288,000	0
当期指定正味財産増減額	▲ 288,000	▲ 288,000	0
指定正味財産期首残高	31,014,000	31,302,000	▲ 288,000
指定正味財産期末残高	30,726,000	31,014,000	▲ 288,000
Ⅲ　正味財産期末残高	65,767,629	64,359,068	1,408,561

トピックス

今年度の主な活動予定

兵庫県民間企業の障害者雇用率は2.21％で法定雇用率の2.2％に達していますが、法定雇用率未達成企業の多くが中小企業となっています。今年の３月１日よりに法定雇用率が更に0.1％引き上げられ2.3％になったことなど、これらの状況を踏まえ兵庫県雇用開発協会では中小企業等への相談支援を通じて障害者雇用の拡大を促してまいります。

（１）相談窓口での相談対応

相談窓口において企業からの相談に対応するほか、必要に応じて企業訪問を行い、現場視察等を行った上で職務開発の提案や雇用管理の助言等を行い、相談を行った企業とは長期的な関係を構築し、相談対応後も定期的に状況確認を行います。

（２）「障がい者雇用フェスタ ひょうご2021」の開催（９月障害者雇用支援月間に開催）

兵庫県、高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部および県下各地域雇用開発協会/雇用対策協議会との共催、兵庫労働局・ハローワークの後援で開催します。

・日時：令和３年９月17日（金）13時30分～
・場所：神戸クリスタルタワー
　第１部　障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰
　第２部　セミナー

昨年度の表彰式

（昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰式のみの開催となりましたが、今年度は例年通り「障がい者雇用フェスタひょうご」として第１部・表彰式、第２部・セミナーを開催します。）

（３）障害者雇用促進セミナーの開催（８月、11月、２月）

中小企業を主たる対象として、障害者雇用の先進事例や雇用管理についての講演を行います。セミナーの開催地域は神戸、阪神、姫路とします。

（４）障害者雇用優良事業所等見学会の開催（10月）

障害者雇用の先進的事例である企業の見学会を開催します。対象者は企業人事担当者等を主とするが、行政機関関係者等を排除するものではありません。

（５）障害者雇用事業主支援ワークショップの開催（８月、１月、２月）

中小企業を主たる対象に、参加者最大10名程度のワークショップを開催します。障害者雇用のカウンセラー等を交え参加者が自主的な意見交換を行える環境づくりを行います。

（６）ひょうご障害者ワークフォーラムの開催（11月）

・日時：令和３年11月16日（火）12時～
・場所：神戸国際展示場１号館

昨年度のワークフォーラム

就労を目指す障害者、保護者、関係者や企業、支援機関、学校関係者を対象として、各企業が自社の障害者雇用の取組や資料の展示を行います。各社のスタッフから会社の紹介や障害者の働き方などについて話を聞くことができます。

（７）特例子会社・事業協同組合の設立提案、助成金

２名の特例子会社等設立アドバイザーを委嘱し、特例子会社の設立を予定されている企業に対して、会社内での条件整備・設立にあたって各関係機関への手続きなどに提案・援助を行います。また、設立・雇用拡大に助成します。

中小企業合同研修等支援事業

◆「キャリアセミナー」を行いました！

4月15日（木）に甲子園短期大学にて、就職ガイダンスを行いました。

当協会では、若者に職業観の醸成を行なうためのセミナーとして、就職活動に向けての心構えや今準備しておくこと等の講演を行っています。対象学生は現在、短大生、高校生、専門学校生です。

４月15日（木）には甲子園短期大学において、コロナ対策をした広い教室で数十人の就職活動を迎えている学生に、社会人として大事なことは時間管理や自己管理であることや、社会人と学生の違いについての講演を、フリーアナウンサーであり研修講師の上出佳子様に行なっていただきました。

［主な講義内容］

・第一印象が非常に重要で、初めの数秒で決まってしまう。
・職場等では、立ち振る舞いに気をつけ、状況に応じたお辞儀が出来るようになる。
・敬語など基本的な言葉使いを習得する。
・話し方にも注意し相手に好印象を与える。

時間は約１時間と短い時間でしたが、講師のひと言ひと言にメモを取り集中して聴かれており、充実した貴重な時間を過ごして頂けました。

◆「モチベーションアップセミナー」の参加者を募集します！

10月７日（木）に管理職とリーダー向けのセミナーをオンラインで行います。

実施日：10月７日（木）10:00～16:30
講　師：松本 治氏
テーマ：「ポジティブな組織風土と成果追求の両立を実現するためのチームビルディング基礎講座」
対象者：管理職・リーダー　定員20名　受付は申し込み順
費　用：無料
申込先・お問い合わせ先：（一財）兵庫県雇用開発協会　TEL 078-362-6583　担当 内藤
※詳細につきましては当協会ＨＰをご覧ください。

◆「セカンドライフセミナー」を開催できます！

兵庫県雇用開発協会では、定年を迎える社員の方を抱えておられる企業に当協会アドバイザーの社会保険労務士の資格を持つ福島達夫氏と長谷川まゆみ氏、久世直子氏が訪問して講義を行っています。
内容としては、「年金・健康保険・雇用保険・介護保険の基礎知識」「定年後の生活設計～不安に備えたマネープラン～」「豊かなセカンドライフの実現へ」等、ご希望のテーマで実施します。費用は、当協会の会員なら２万円（税抜）、非会員は３万円（同）と講師の交通費です。

お問い合わせ先：（一財）兵庫県雇用開発協会　TEL 078-362-6583　担当 内藤

トピックス

ひょうご・しごと情報広場

「ひょうご応援企業」を対象とした 兵庫県合同企業説明会＆就職面接会を開催

兵庫県では、関西圏の学生を主なターゲットとした「合同就職面接会」や「合同企業説明会」を開催し、県内企業の人材確保と若者の県内就職を促進しています。

3月8日に神戸ポートピアホテルにて兵庫県合同企業説明会＆就職面接会を実施しました。

・参加企業：ひょうご応援企業　54社　（企業説明会 48 社、就職面接会　6 社）
・参加学生等：171名

今後の合同企業説明会や合同就職面接会に参加を希望される企業の皆様におかれては、是非、「ひょうご応援企業」への登録をお願いします。

３月８日の神戸ポートピアホテルでの合同企業説明会&就職面接会の一コマです。

コロナ禍でも多くの学生に来場いただき、無事終えることができ、アンケートでは、コロナ対策・運営等について、高い評価をいただきました。

【今後の就活イベント】

当広場では、様々な就活イベントをご用意し、ひょうご応援企業への支援拡充に努めます。

◆就職面接会・企業説明会

Web 方式でのバーチャル合同企業説明会	10 月頃	開催予定
来場対面型の合同企業説明会	3月頃	開催予定
ミニマッチング会（Web 又は来場型）	随時	開催予定

◆就活 Web トーク

Zoom を活用して学生等とオンライン上で談話する座談会を随時開催予定

ひょうご・しごと情報広場では、「兵庫で就職を目指す若者を積極的に採用する企業」を『ひょうご応援企業』として登録し、合同就職面接会等の参加やホームページを用いた広報等で人材確保の支援を行っています。

ひょうご応援企業の登録企業を募集していますので、是非ともご応募ください。

詳しくは　ひょうご応援企業担当　☎078(366)1433 までお電話ください。

トピックス

企業の人材確保を応援します。

若者しごと倶楽部（くらぶ）
ジョブカフェひょうご

当広場の若者しごと倶楽部では、学生を含むおおむね 39 歳以下で就職を希望されている方や兵庫県へのUJIターンを希望されている方の就職相談のほか、面接会・企業見学会や新入社員研修、職場定着のための訪問セミナー等を随時企画しており、実施企業を募集しています。

マナー・コミュニケーション講座とは

あいさつや面接時の受け答え、立ち居振る舞い等のマナー習得に加え、会社内での人間関係について悩みを抱える方のために、講座内容も充実し円滑な人間関係を築いていけるような気持ちの良いマナーコミュニケーションを目指しています。

言葉づかいでは敬語の種類と使い分けや感じの良いクッション言葉、コミュニケーションではストローク（※）が重要。

励ましたり褒めたりとプラスのストロークを意識して言葉を掛けることで、コミュニケーションの相乗効果を図ることができます。

※相手の存在や価値を認めるさまざまな働きかけや刺激

講師は、旅行会社勤務を経て、研修講師、キャリアコンサルタントとして活躍中の高橋美恵氏

首都圏転職希望者等の就業体験受入企業を募集！

当広場では、UJIターン就職相談に加え、首都圏から県内企業への転職を促進するため、首都圏転職希望者等の県内での就業体験費用（宿泊費及び来県旅費）**の一部を助成する「兵庫型滞在支援付き就業体験事業」を始めました。**

登録企業にて、1～4週間の就業体験（短期雇用契約）**をした後、企業と転職希望者**（学生を含む）**の双方が合意すれば正社員として正式採用となります。**

兵庫県カムバックひょうごハローワークの就労相談員と当広場のコーディネーターが連携し、企業が求める人物像を把握し、ミスマッチのない人材紹介に努めますので、是非ご利用ください。

【申込み・お問い合わせ】

●セミナーについては、若者しごと倶楽部　企業支援セミナー担当まで

●就業体験受入れについては、ひょうご・しごと情報広場　滞在支援付き就業体験担当まで

〒650-0044　神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー12 階
TEL　078－366－3731　　＜利用時間＞10:00～19:00（土・日・祝　休み）

中小企業就業者確保支援事業について
（兵庫型奨学金返済支援制度）

「兵庫型奨学金返済支援制度」は、中小企業が人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金を支援する中小企業へ補助する仕組みです。

この制度の適用を受けている従業員の途中退職率が平成30年度の9.3%から令和2年度は半分以下の4.2%になり、定着率向上に貢献しました。

年度別途中退職率

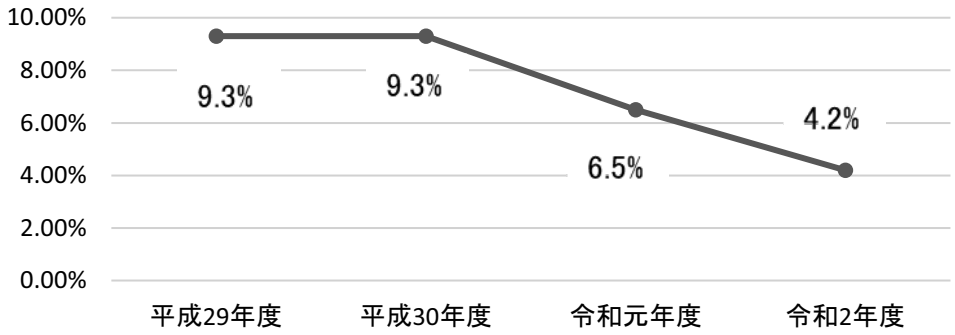

令和3年5月までの制度導入社数：　163社

（申請された企業名を当協会ホームページに掲載しています。）

昨年度実績　申請企業　121社　　対象従業員数　409人

今年度の状況　申請社数 21社　対象従業員数 79人　（令和3年5月末現在）

この制度は今年で実質５年目になりますが年々、申請企業数・対象従業員数ともに増加してきています。

新しく当協会のホームページにこの制度を導入された企業の動画を掲載しています。
導入を検討されている企業は、是非ご覧いただき参考にしてください。

【紹介企業】 ★伊東電機株式会社（加西市） ★株式会社ダイレクト（西脇市）
http://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/publics/index/112/
この制度を導入すると募集要項や求人票に記載でき採用活動における企業のアピールポイントになります。

・今年度の申請受付期間は令和４年２月28日（月）までとなっています。

◆お問い合わせ◆　まずはお気軽にご相談ください。

一般財団法人　兵庫県雇用開発協会
〒650-0025　　神戸市中央区相生町１－２－１　東成ビル３階
連絡先　TEL:078-362-6583　FAX:078-362-6613

人事よろず相談室

アドバイザーに聞く

福島　達夫
福島労務サポートオフィス代表
社会保険労務士

子の看護休暇・介護休暇の時間単位利用について

Q　令和３年１月１日に改正された「育児・介護休業」の変更内容や留意点等を教えて下さい。

A　育児・介護休業法施行規則が改正され、子の看護休暇および介護休暇について、改正前は「日単位または半日単位」で取得することとされていましたが、改正後は「日単位または時間単位」での取得が可能とされました。

《解説》

今までも多くの改正があった育児・介護休業関係ですが、今回は「子の看護休暇および介護休暇」の時間単位取得が追加されました。以下に項目別で解説させていただきます。

【時間単位とは】

時間とは１時間の整数倍をいい、労働者の希望する時間数で取得できるようにしなければなりません。従って取得単位を「２時間単位」と定め、１時間単位での取得を認めないとする取り扱いは出来ません。一方、上回る取り扱いとして、15分単位や30分単位などの分単位の取得を認めることとしても差し支えありません。

【始業時刻または終業時刻に連続】

この休暇を取得するのは「始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続するもの」とされており、俗にいう「中抜け」は想定されていません。ただし、指針で中抜けを認めるなどの配慮をすることを事業主に求めています。

【１日分の時間数】

１日分の時間数は「1日の所定労働時間数」とされており、１時間未満の端数がある場合は、端数を１時間に切り上げた時間となります。例えば、所定労働時間数が７時間45分であれば、８時間で１日分の取得となります。

なお、所定労働時間数が日によって異なる場合は、１年間における１日平均所定労働時間数となります。

【施行日時点の時間数】

取得できる日数は、１年間に５日（子または対象家族が２人以上の場合は10日）で、この１年間を４月１日から３月31日とし日数を管理している企業が多いと思います。そして、施行日時点で一部を取得していることが考えられます。例えば、所定労働時間が７時間の労働者が１月１日時点での残日数が「３日と半日」の場合、この半日を時間単位に変換しなければなりません。この半日は原則所定労働時間数の半分ですが、端数が発生した場合は切り上げる必要があります。従って「３日と半日」は「３日と４時間」に変換されることになります。

【労使協定の締結による除外可能】

労使協定の締結により時間単位での取得を拒むことが出来る労働者は、「業務の性質や実施体制に照らし１日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者」となります。以前から労使協定の締結で休暇自体が除外とされていた労働者（入社６か月未満の労働者または１週間の所定労働日数が２日以下の労働者）の扱いは変更有りません。

【利用例】

介護の対象家族をデイサービスに送り届けるため、始業時刻から１時間取得するケースや子供にインフルエンザの予防接種を受けさせるため終業時刻2時間前から取得するケースなどが考えられます。また今後はコロナウイルスのワクチン接種も状況によっては取得の機会となるかもしれません。

【メリット等】

子の看護休暇および介護休暇を「無給」としている場合、取得した日または時間を賃金から控除されることになりますが、利用する労働者にとっては、時間単位の取得が可能になることによって控除額を最小限に抑えることが出来るメリットがあります。

就業規則（育児介護休業規程）の変更は実施されたと思いますが、上記のことを踏まえ改めて周知されてはいかがでしょうか。

兵庫障害者職業センター所長が思う
「データから読み解くコロナ禍の中の障害者雇用」

はじめに

兵庫障害者職業センターの市川と申します。昨年の４月に着任しましたが、平成16、17年度には主任カウンセラーとしてお世話になっていました。２回目の兵庫勤務です。改めてお世話になります。さて、年４回ほどこの紙面を使い思うところを述べていただきたいとのお話があり、何とかしなければと思っています。今回は今一番緊張感のあるコロナ禍の中の障害者雇用について考えてみます。

障害者雇用の状況

兵庫労働局から令和３年１月15日に公表された「令和２年　障害者雇用状況の集計結果」（いわゆる６・１調査）をみると民間企業においては、雇用障害者数は16,167.5人、対前年2.8％（440人）増加（全国では対前年3.2％）、実雇用率は2.21％、対前年比0.05ポイント上昇（全国では対前年比0.04ポイント上昇）、法定雇用率達成企業の割合は50.9％、対前年比0.1ポイント低下（全国では48.6％、前年比0.06ポイント上昇）となっています。民間企業では雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しています。しかしながら、産業別雇用障害者数・実雇用率（表１）をみると、わずかながら「農、林、漁業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」においては雇用障害者が減少しています。なお、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」においては、雇用障害者数が減少しているにもかかわらず実雇用率は上昇しています。これは分母となる常用雇用労働者数そのものが減少しているのかもしれません。

（表１）　産業別雇用障害者数・実雇用率

産業別	雇用障害者数（人）		対前年差（人）	対前年増減率	実雇用率（％）		対前年差（P）
	令和2年度	令和元年度			令和2年度	令和元年度	
農、林、漁業	11.5	15.0	▲ 3.5	▲ 23.3	1.19	1.51	▲ 0.32
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	－	－	－	－
建設業	187.5	185.5	2.0	1.1	1.77	1.79	▲ 0.02
製造業	5,885.0	5,839.0	46.0	0.8	2.16	2.15	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	7.0	5.0	2.0	40.0	2.54	1.76	0.78
情報通信業	166.5	161.0	5.5	3.4	1.58	1.57	0.01
運輸業、郵便業	799.0	796.0	3.0	0.4	2.00	2.04	▲ 0.04
卸売業、小売業	2,455.0	2,365.5	89.5	3.8	1.94	1.88	0.06
金融業、保険業	176.0	169.5	6.5	3.8	1.70	1.67	0.03
不動産業、物品賃貸業	91.0	85.0	6.0	7.1	1.28	1.19	0.09
学術研究、専門・技術サービス業	485.5	452.5	33.0	7.3	1.86	1.78	0.08
宿泊業、飲食業サービス業	440.5	443.5	▲ 3.0	▲ 0.7	1.99	1.94	0.05
生活関連サービス業、娯楽業	356.5	371.0	▲ 14.5	▲ 3.9	2.61	2.55	0.06
教育、学習支援業	263.0	266.0	▲ 3.0	▲ 1.1	1.58	1.64	▲ 0.06
医療、福祉	2,902.5	2,724.5	178.0	6.5	2.70	2.60	0.10
複合サービス事業	231.5	223.5	8.0	3.6	2.36	2.22	0.14
サービス業	1,709.5	1,625.0	84.5	5.2	2.92	2.78	0.14
計	16,167.5	15,727.5	440.0	2.8	2.21	2.16	0.05

また、令和２年７月31日に開催された厚生労働省の第97回労働政策審議会障害者雇用分科会においては、関係団体・企業（全国障害者雇用事業所協会(全障協)・障害者雇用企業支援協会(SACEC)）の協力による障害者雇用状況報告（令和２年６月１日現在）を紹介しています。結果は次の表のとおりですが、内訳として、企業全体ベース90社のうち、実雇用率が上昇した企業は51社（56.7%）、低下した企業は35社（38.9%）、変化しなかった企業は４社（4.4%）となります。

※（　）内数値は対前年差・前年比

企業全体ベース90社	実雇用率	不足数	法定雇用率達成企業割合
令和２年６月１日現在	2.59%（0.04ポイント増）	350人（3.0人・7.9%減）	93.3%（3.3ポイント増）

なお、全障協、SACECの会員企業に雇用数、雇用の見通しについてもアンケートを実施しており、その結果は次のとおりです（回答数　全障協104社、SACEC69社）。

全障協アンケート結果抜粋

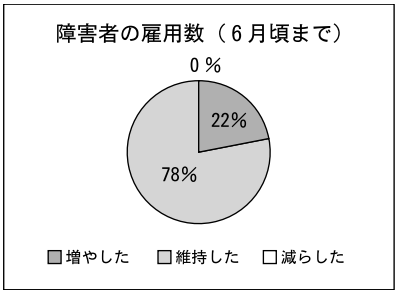

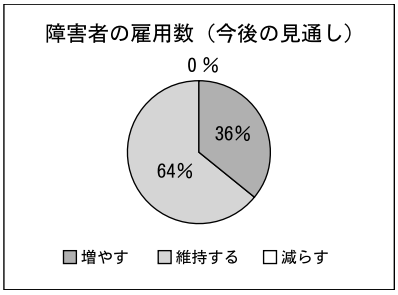

SACECアンケート結果抜粋

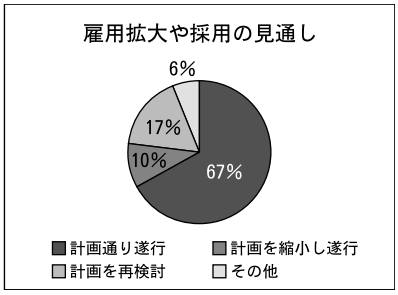

令和３年３月１日の雇用率引き上げに備え、それぞれの企業の雇用状況を踏まえた準備状況ではありますが、全障協においては、雇用の拡大よりは「雇用の維持」、SACECにおいては、約３割の企業が「計画通りの遂行とはならない」との回答をしていることに留意する必要があります。

令和３年３月12日に開催された厚生労働省の第105回労働政策審議会障害者雇用分科会においては、ハローワークにおける障害者の就職件数について（2020年４月～12月頃の数値）次のように中間評価を行っています。

〔2020年度目標〕 前年度（103,163件）以上 、
〔2020年４月～12月実績〕 66,598件、（分析）

2020年４月～12月のハローワークにおける障害者の就職件数は、66,598件であり、前年同期（80,396件）を17.2％下回る実績となった。その主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、障害者の就職件数の多い産業・職種の求人が減少したことから、企業・障害者ともに採用・求職活動に慎重になっていることが考えられる。

令和２年６月１日時点の状況と令和２年４月～12月の実績を単純に比較することはできませんが、状況がよくなっていないことだけは確かだと思います。問題は、障害者の就職件数の多い産業・職種の求人が減少した、ということです。

コロナ禍における今後の障害者雇用

当センターの利用者においては、これまでのところコロナ禍の影響で離職したので、再就職支援をお願いしたいとの要請はあまりありませんが、出勤抑制のため精神的に不安定になり、電話等でフォローアップすることは多くなっています。５月現在においても企業が雇用維持のために懸命に努力されているのだと思います。しかしながら、すこし心配なことがあります。それは、雇用調整助成金の特例措置が６月30日（５月18日時点）までとなっていることです。企業においては雇用の維持、さらには経営に影響が出るところもあるのではないでしょうか。障害のある社員の雇用はどうなるのか。テレワークをはじめ変更を余儀なくされた障害のある社員の担当業務は元に戻せるのか、担当できる作業はあるのか。新たな担当業務を創出する必要があるのか。精神面でのフォローアップはどう強化するのか。私たちは情勢を把握しつつ、新たな支援を模索しつづけなければならないようです。

（※５月28日に、厚生労働省は、７月以降の雇用調整金の特例措置を７月についても５月・６月の助成内容を継続する予定であると発表しています。）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部
兵庫障害者職業センター

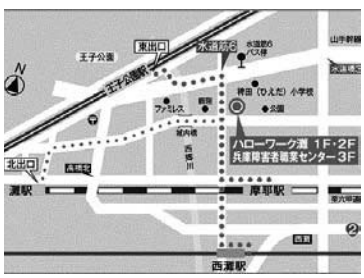

〒657-0833　神戸市灘区大内通５－２－２
TEL 078-881-6776　FAX 078-881-6596 Email:hyogo-ctr@jeed.go.jp
HP: https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hyogo/index.html

障害者雇用支援関連機関の紹介　　障害者支援施設　赤穂精華園

社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団　赤穂精華園　志水 満園長に聞く

障害者支援施設　赤穂精華園の活動について

インタビュアー：一般財団法人兵庫県雇用開発協会　事務局次長　長谷川 栄一

■赤穂精華園はどのようなところか教えて下さい。

赤穂精華園は、兵庫県の最南西端に位置する「忠臣蔵のまち」赤穂市にあります。

開設は昭和36年７月知的障害児施設県立赤穂学園（定員50名）で、昭和46年11月から社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が管理・運営を受託、時代のニーズに沿った様々な事業を展開、平成21年４月に事業団立となり、今年度で創立60周年を迎えます。

■赤穂精華園の実施事業について教えてください。

赤穂精華園では、福祉型障害児入所施設（定員36名）、障害者支援施設（生活介護定員214名、施設入所支援定員181名）、障害者支援施設（就労継続支援Ｂ型定員40名、施設入所定員40名）、共同生活援助事業所（10ヶ所、定員51名）、放課後等デイサービス（定員10名）、相談支援事業、短期入所事業、日中一時支援事業、障害者就業・生活支援センター事業を実施しており、職員数も非正規職員を含め220名を超え、非常に大規模な施設です。

■やまびこ寮について教えて下さい。

昭和49年４月入所授産施設として開設し、平成30年３月に建替を実施。同時にご利用者の元気な声がやまびこのように飛び交ってほしいとの思いで「やまびこ寮」へ名称変更しました。

入所は40名の全室個室のユニット型となり、自活訓練室・ご利用者専用の休憩室を備えました。また、ショートステイは２名のご利用が可能となりました。

日中活動は、就労継続支援Ｂ型40名が、季節の野菜や花苗等の栽培・公園や沿道花壇の定植・お寺の清掃・企業内での作業・ウエス加工・播州赤穂駅横の商業ビルにある店舗に従事し、個々の能力に応じ「やりがいと働く喜びを感じられる」ように支援しています。

また、生産品には地産の塩を使った商品を揃え「赤穂塩大根（漬物）」は、西播磨フードセレクション2020でグランプリ受賞。「赤穂塩ラスク」は第９回スイーツ甲子園でグランプリ受賞・五つ星ひょうごにも選定されるなど、高い評価をいただいています。

■西播磨障害者就業・生活支援センターについて教えて下さい。

西播磨障害者就業・生活支援センターは平成18年度に、赤穂精華園が国と県から委託を受け設置しました。就業支援は雇用保険から、生活支援については国と県の福祉財源から支出されており、雇用と福祉の連携事業です。

障害のある方でセンター登録を希望される西播磨圏域にお住まいの方が利用でき、利用料はいりません。

利用に当たっては、就労意欲のある方で、当センターが支援することについて家族や主治医の理解と協力が得られる方が対象になります。

障害のある方の自立や安定した職業生活の実現のためには、働くことへの支援とともに日々の生活の安定が欠かせません。当センターは本人への直接的な支援を行うと同時に、ハローワークや地域障害者職業センターなどの就業に関する機関、事業主などの雇用に関する分野、特別支援学校などの教育に関する機関、就労支援事業所（作業所）や福祉事務所、保健所などの福祉に関する分野、病院などの医療機関等と連携し、就業面と生活面の一体的なよりよい支援が行われるよう連絡・調整する役割を担っており、障害のある方の就労を通じた自立と社会参加を支援しています。

■障害者専門職業紹介事業について教えてください。

障害者専門職業紹介所では、ハローワーク、障害者職業センター、福祉施設、医療機関、学校、各市町村等の関連機関と連携し、仕事を求める障害のある方に適した職場を開拓して、毎年20～30数名の方を就職に結びつけ、就労を通じた社会参加を支援しています。また、「障害のある方を雇用したい」と考える事業所の方の相談に応じ、障害特性や雇用管理など必要な助言を行っています。

当事業所の取扱職種の範囲は全職種で、取扱地域は兵庫県となっており、兵庫県から委託費を頂き活動しております。

■ウイズin西はりまについて教えて下さい。

ウイズin西はりまの正式名称は、「西播磨地域障害者就労支援施設等連絡協議会」といい、障害者が地域で安心して暮らせる生活基盤を築くため、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型並びに地域活動支援センター等の運営基盤の強化を図り、障害者の雇用環境の改善、就労支援を通して、障害者福祉の向上を図ることを目的として設立しました。

加盟支援施設は、赤穂市・相生市・たつの市・宍粟市・佐用町・上郡町・太子町の西播磨エリアに25カ所に点在し、商品開発及び改良・農福連携による農業生産・委託作業などの活動を行っています。

事業主の皆さまへ

役に立つ最近の雇用情勢

都道府県別有効求人倍率：季節調整値

2021年４月　全国平均1.09倍

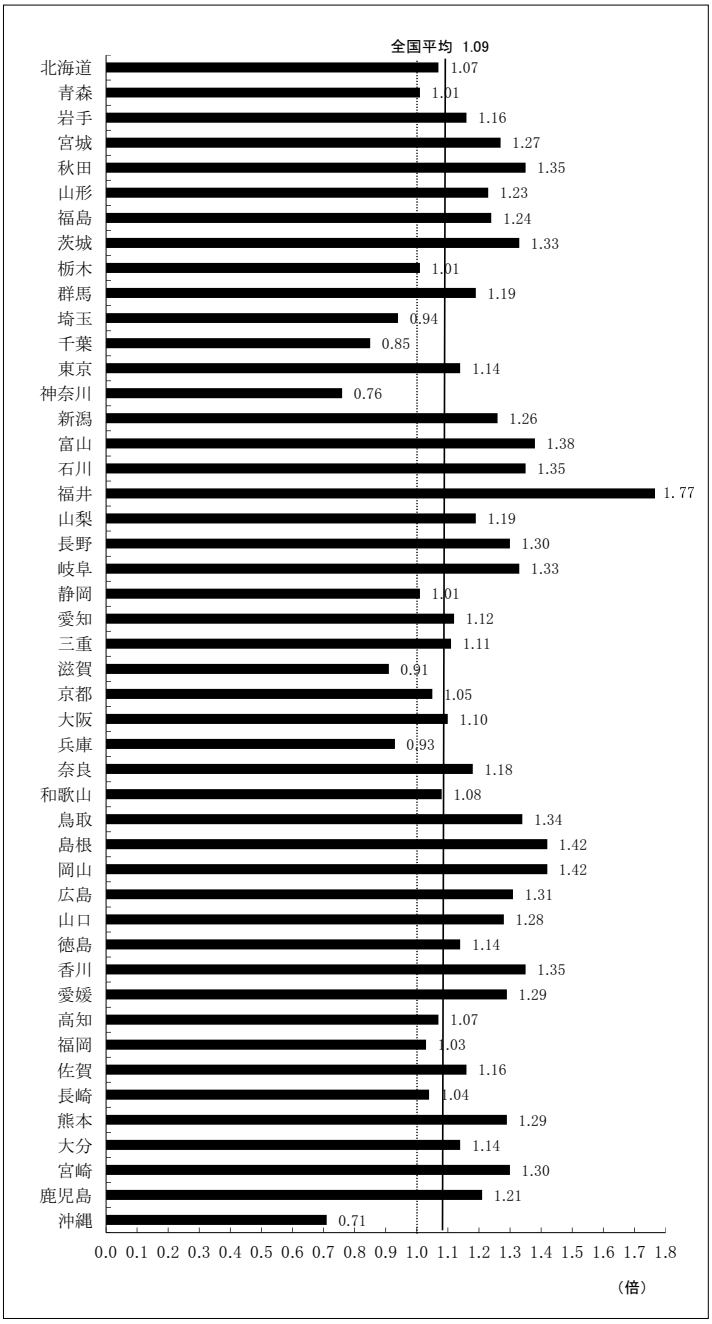

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）1．季節調整値。
（注）2．新規学卒者を除きパートタイムを含む。

○地域別有効求人倍率（兵庫県）

	30年度	元年度	2年度	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4
神　戸	1.56	1.51	1.07	1.09	1.12	1.12	1.09	1.05	0.96
	0.10	▲0.05	▲0.44	▲0.52	▲0.57	▲0.41	▲0.41	▲0.35	▲0.22
阪　神	1.28	1.22	0.84	0.83	0.84	0.83	0.86	0.81	0.73
	0.14	▲0.06	▲0.38	▲0.47	▲0.55	▲0.48	▲0.41	▲0.35	▲0.22
東播磨	1.20	1.09	0.76	0.77	0.81	0.84	0.84	0.80	0.73
	0.07	▲0.11	▲0.33	▲0.36	▲0.36	▲0.27	▲0.25	▲0.17	▲0.07
西播磨	1.64	1.52	1.11	1.11	1.19	1.23	1.25	1.21	1.10
	0.19	▲0.12	▲0.41	▲0.50	▲0.47	▲0.28	▲0.19	▲0.12	▲0.12
但　馬	1.56	1.60	1.21	1.28	1.31	1.29	1.26	1.28	1.14
	0.16	0.04	▲0.39	▲0.48	▲0.43	▲0.28	▲0.29	▲0.17	▲0.09
丹　波	1.62	1.55	0.95	0.94	0.99	1.11	1.07	0.97	0.91
	0.11	▲0.07	▲0.60	▲1.01	▲0.70	▲0.51	▲0.32	▲0.27	▲0.02
淡　路	2.13	2.19	1.55	1.59	1.73	1.67	1.61	1.56	1.47
	0.27	0.06	▲0.64	▲0.76	▲1.01	▲0.84	▲0.73	▲0.77	▲0.27

（注）パートタイムを含む全数で原数値、下段は前年度（前年同月）差

○職種別新規求人倍率（兵庫県）

	30年度	元年度	2年度	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4
専門･技術	2.58	2.57	2.28	2.71	3.12	2.41	2.28	2.06	1.49
	0.17	▲0.01	▲0.29	▲0.57	▲0.40	0.06	▲0.34	▲0.25	0.18
事　務	0.60	0.56	0.46	0.52	0.55	0.51	0.47	0.46	0.34
	0.08	▲0.04	▲0.10	▲0.24	▲0.15	0.00	▲0.09	▲0.01	0.03
販　売	2.25	2.43	1.86	2.39	2.25	2.05	1.94	1.79	1.58
	0.25	0.18	▲0.57	▲0.56	▲0.94	0.09	▲0.62	▲0.37	0.20
サービス	2.89	3.06	2.37	2.88	3.13	2.52	2.61	2.12	2.11
	0.22	0.17	▲0.69	▲0.50	▲0.68	▲0.27	▲0.65	▲0.29	0.48
保　安	7.37	7.77	7.21	7.38	9.47	9.24	5.89	4.46	7.39
	▲0.05	0.40	▲0.56	▲0.32	1.06	▲1.08	▲1.60	▲1.79	0.14
生産工程	2.68	2.54	2.11	2.63	2.76	2.36	2.61	2.14	2.32
	0.45	▲0.14	▲0.43	▲0.36	▲0.21	0.38	0.05	0.13	0.76
輸送･機械運転	2.64	2.68	2.03	2.41	2.55	1.99	2.33	2.26	1.63
	0.37	0.04	▲0.65	▲0.83	▲0.61	▲0.21	▲0.52	0.19	0.39
建設･採掘	7.74	9.15	8.55	6.86	11.57	10.11	8.24	7.27	7.61
	1.64	1.41	▲0.60	▲4.30	0.69	2.53	▲1.04	▲1.65	1.74
運搬･清掃・包装等	0.87	0.84	0.93	1.10	1.14	1.01	1.28	0.92	0.80
	0.04	▲0.03	0.09	0.23	0.23	0.18	0.29	0.09	0.09

（注）1．パートタイム、臨時・季節を除く原数値、単位：倍、下段は前年度（前年同月）差
（注）2．職種別分類は、平成23年改訂（平成24年４月～）の職業分類による。

障害者を雇用する事業主の皆さまへ

障害者を雇用する上で必要な３つの手続きをご存知ですか？

障害者職業生活相談員の選任、障害者雇用推進者の選任、障害者の解雇は届け出等が必要です

以下の３つについて、ハローワークへの届け出等 をお願いいたします。

1. 障害者職業生活相談員の選任

常時雇用する障害者が５人以上の事業所では、障害者の実人員が５人以上となってから３か月以内に、職場内で障害者の職業生活全般の相談に乗る「障害者職業生活相談員」を選任する必要があります（選任する者には一定の要件があります。）。これは、障害者が職場に適応し、また、その能力を最大限に発揮できるよう、障害特性に十分配慮した適切な雇用管理を行うことを目的としています。

また、選任後は、遅滞なくその事業所を管轄するハローワークに「障害者職業生活相談員選任報告書」を届け出る必要があります。

2. 障害者雇用推進者の選任

障害者の雇用義務のある事業主（38.5人※以上の特殊法人、43.5人※以上の民間企業）は、企業内で障害者雇用の取組体制を整備する「障害者雇用推進者」を選任するよう努める必要があります（人事労務担当の部長クラスを想定しています）。

毎年６月１日現在の障害者の雇用に関する状況（障害者雇用状況報告）をハローワークに報告する様式内に、障害者雇用推進者の役職・氏名を記入する欄があります。

※　短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を言います）の場合は、１人を0.5人としてカウント。

3. 障害者の解雇の届け出

障害者の再就職は一般の求職者と比べて困難であるとされているため、ハローワークでは、解雇される障害者に対して、早期再就職の実現に向けて的確かつ迅速な支援を行っています。

このため、**全ての事業主**は、障害者を解雇する場合、速やかに障害者を雇用していた事業所を管轄するハローワークに「解雇届」を届け出る必要があります。

※週所定労働時間20時間未満の常時雇用する障害者を解雇する場合も、届出が必要です。

※　「事業所」とは、雇用保険制度における適用事業所と同様の考え方により判断します。

各制度の詳細は裏面をご覧ください

LL030401障03

各制度の詳細は以下のとおりです。

1．障害者職業生活相談員について

障害者職業生活相談員（以下「相談員」）は、障害者の職業生活全般についての相談、指導を行う企業内担当者をいいます。

具体的な職務は以下のとおりです。

（1）障害者の適切な職務の選定、能力の開発向上等障害者が従事する職務の内容に関すること
（2）障害者の障害に応じた施設設備の改善など作業環境の整備に関すること
（3）労働条件や職場の人間関係等障害者の職場生活に関すること
（4）障害者の余暇活動に関すること
（5）その他障害者の職場適応の向上に関すること

相談員に選任する者は、以下のような要件のいずれかを満たす必要があります。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了している
  ※研修の日程等はこちらをご参照ください。
  https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/koshu.html
- 大学等卒業後、１年以上障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事した経験がある
- ３年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事した経験がある　等

相談員を選任（変更を含む）した場合は、「障害者職業生活相談員選任報告書」の提出が必要です。届出様式は厚生労働省ホームページでダウンロードできるほか、電子申請も可能です。

届出様式のダウンロード・電子申請（e-gov）　※リンク先を「障害者職業生活相談員」で検索してください
：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html
※こちらのQRコードからもアクセスできます→

2．障害者雇用推進者について

障害者雇用推進者は、障害者の雇用の促進及び継続を図るため、企業内の障害者雇用の取組体制の整備や、施設又は設備、その他の諸条件の整備を図る責任者をいいます。

毎年６月１日現在の「障害者雇用状況報告」を記入する際、障害者雇用推進者の選任状況も併せて記入してください。

3．障害者の解雇の届け出について

「労働者の責めに帰すべき理由による解雇」や「天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによる解雇」を除き、障害者を１人でも解雇する場合、解雇届の提出が必要です。

届出様式は厚生労働省ホームページでダウンロードできるほか、電子申請も可能です。

届出様式のダウンロード・電子申請（e-gov）（リンク先を「解雇届」で検索してください）
：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html
※こちらのQRコードからもアクセスできます→

詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金　外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した**就労環境の整備**を行い、**外国人労働者の職場定着**に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

支　給　額

生産性要件（※）を満たした場合	生産性要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の**2／3** （上限額72万円）	支給対象経費の**1／2** （上限額57万円）

※　生産性要件については、厚生労働省ＨＰをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

対象となる経費

「支給対象経費」は、以下の経費を対象とします。

① 通訳費　**② 翻訳機器導入費**（上限10万円）　**③ 翻訳料**
④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューAとBに加え、**選択メニューの①～③いずれか**を実施する必要があります。

必須メニュー

A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と３か月ごとに１回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
B 就業規則等の社内規程の多言語化	就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用する全ての外国人労働者に周知する。

選択メニュー

① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
② 一時帰国のための休暇制度	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、１年間に１回以上の連続した５日以上の有給休暇を取得させる。
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	社内マニュアルや標識類等を多言語化し、計画期間中に、それを使用する全ての外国人労働者に周知する。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面に続く）

LL030401外01

離職率要件とその他の支給要件

▶ 次の「**外国人労働者離職率**」と「**日本人労働者離職率**」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から１年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が２人以上１０人以下の場合は、１年経過後の外国人労働者離職者数が１人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前１年間と比べて、計画期間の終了から１年経過するまでの期間の日本人労働者の離職率が上昇していないこと。

▶ **外国人雇用状況届出**（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

１．就労環境整備計画を作成・提出　【計画期間：３か月以上１年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

計画期間：３か月～１年

２．対象となる就労環境整備措置の導入

「具体的な取組（就労環境整備措置）」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要です。

３．就労環境整備措置の実施

②で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

（計画期間終了から１年）

４．支給申請

算定期間（計画期間終了後１年）が終了して２か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

５．助成金の支給

※　計画や支給申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局等へ提出する必要があります。なお、郵送の場合、計画や申請書類は決められた期限までに到達している必要がありますので、余裕を持ってご提出ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

助成金の活用にあたり、このリーフレットに**記載していない支給要件や取扱いがあります。**
ご不明な点や詳細は、厚生労働省HPをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

人材確保等支援助成金　外国人労働者　検索

※　詳細はポータルサイトの検索窓口で検索するか、QRコードからアクセスください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

お知らせ！県内地域協会/協議会　＜７月～９月＞予定表

７月予定

（開催日時順に掲載）

協会名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員	テーマ
姫路地域雇用開発協会	７月13日	説明会	13:00～16:00	ホテルモントレ姫路	—	STEP HARIMA Ⅱ (合同企業説明会)
淡路地域人材確保協議会	７月31日	就職説明会	13:00～16:00	兵庫県立淡路夢舞台 国際会議場イベントホール	—	淡路地域就職面接会 「ふるさとジョブフェア in 淡路島」

８月予定

（開催日時順に掲載）

協会名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員	テーマ
北但雇用開発協会	未定	研修会	13:00～17:00	豊岡商工会議所会議室	20名	健康経営セミナー／ワークライフバランス推進研修
北但雇用開発協会	未定	研修会	13:00～17:00	豊岡商工会議所会議室	20名	健康経営セミナー／メンタルヘルス研修

９月予定

（開催日時順に掲載）

協会名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員	テーマ
北但雇用開発協会	９月27日	研修会	13:00～17:00	豊岡商工会議所会議室	40名	新入社員フォローアップ研修

お知らせ！兵庫県雇用開発協会＜７月～９月＞予定表

◎障害者雇用支援事業

イベント名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員
神戸地域障害者雇用促進セミナー	８月５日	セミナー	13：30～16：00	HDC神戸	50名
障がい者雇用フェスタひょうご2021	９月17日	表彰式・セミナー	13：30～16：30	神戸クリスタルタワー	100名

◎中小企業合同研修等支援事業

イベント名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員
モチベーションアップセミナー	７月８日	セミナー	10：00～16：00	オンライン	20名
兵庫県合同就職面接会	８月２日	面接会	13：00～16：30	神戸ポートピアホテル	—

編集後記

夏空がまぶしく感じられる頃となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
「夏は日向（ひなた）を行け、冬は日陰を行け」ということわざがあります。
夏にあえて暑い日向を行き、冬にあえて寒い日陰を進むことで、心身に厳しい負荷をかけ自らを鍛錬せよとの意味で一般的に用いられています。ただ、このことわざにはもうひとつの意味があります。それは、夏には涼しい日陰を、冬には暖かい日向を、自分ではなく他人に譲りなさいという謙譲や優しさの大切さです。
厳しい選択肢があればあえて選んで自己研鑽をすべきであるという意味とともに、他人に譲る思いやりと優しさを持つべしという意味も含まれているのです。
さて、新型コロナウイルス感染症については、対策の切り札とも言われるワクチン接種が各地で進んでいます。しかしながら、日々の暮らしの中で対策意識を持ち続けることが重要です。引続きマスク着用や手洗いといった基本動作を励行していくことが肝心だと思います。
私たち兵庫県雇用開発協会は中小企業の雇用支援、若年者・中高年齢者・障害者の就業支援を行っています。これからも一人でも多くの方の雇用に結びつけることができるよう各活動に積極的に取組んでまいりますので、引続き皆様のご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

雇用開発ひょうご　156号
編集・発行人　政　辻　孝　克
令和３年７月発行
発行所　(一財)兵庫県雇用開発協会
〒650-0025　神戸市中央区相生町1-2-1
東成ビル３階
電話 078-362-6583　FAX 078-362-6613
http://www.hyogo-koyokaihatsu.or.jp

令和三年

暑中お見舞い申し上げます

北播磨雇用開発協会
会長　齋　藤　太紀雄

姫路地域雇用開発協会
会長　井　村　在　宏

龍野地域雇用開発協会
会長　井　上　　猛

相生雇用開発協会
会長　田　口　晴　喜

北但雇用開発協会
会長　岡　本　慎　二

南但雇用開発協会
会長　別　府　正　樹

丹波雇用開発協会
会長　長　井　郁　徳

淡路地域雇用開発協会
会長　三　津　久　直

神戸雇用対策協議会
会長　能　崎　晴　夫

東神戸雇用対策協議会
会長　磯　野　健　治

尼崎雇用対策協議会
会長　中　島　大　介

西宮地区雇用対策協議会
会長　山　本　真　作

伊丹地区雇用対策協議会
会長　金　井　宏　実

明石地域雇用開発協会
理事長　平　岡　勝　功

三木地域雇用開発協会
理事長　廣　田　篤　生

加古川公共職業安定所管内
雇用対策協議会
会長　森　本　幸　吉

人材確保・再就職・出向をサポート

約５００人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは
人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な
人材マッチングを支援している公的機関です。

約22万人の実績

サービスのラインナップ

1 人材確保・再就職の人材マッチング

専門性の高い人材を
雇いたい、人材を確保したい

マッチング

事業の整理・縮小を
検討している

2 キャリア人材バンク

能力・技術を有する
高齢者の雇用を検討

マッチング

６６歳以降もまだまだ
働きたい

3 人材育成・企業間交流のための出向支援

新規分野開拓のために
経験者を受け入れたい

マッチング

他企業での就業経験に
より従業員の能力・技術
向上を図りたい

4 セミナー事業（有料）

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー　など

公益財団法人 産業雇用安定センター　兵庫事務所

〒650-0022　神戸市中央区元町通6-1-8　東栄ビル1階
TEL 078-366-4252　　FAX 078-366-1080

産業雇用　検索